

れにより同製品は、子どもを保護するための必要な機能をハードウェア・ソフトウェア双方に導入することが、保護者の手で自由にできるようになっている<sup>347</sup>。

### 2.3.5 ウェブサイト運営者等が青少年による有害情報の閲覧を制限する措置などを行った場合における民事責任の制限

インターネット・プロバイダ等のテレサービス、メディアサービスを提供する事業者の責任の範囲については、テレサービス法(2001年12月14日最終改正)8条から10条まで、及びメディアサービス州際協定6条～9条までに規定されているが、事業者からは、それでもなお責任の範囲が不明確であるという批判が出ている<sup>348</sup>。

連邦青少年有害メディア審査会によれば、有害サイトを遮断することによってホスト・プロバイダは、競争法(Wettbewerbsgesetz)に照らして、何らかの民事上の責任を負うこともある<sup>349</sup>(競争法違反による罰金の最高額は50,000ユーロであるが、実際に裁判所がこういった罰金を課したことがあるか否かは同審査会でも把握していない)。これはホスト・プロバイダが有害サイトの指摘を受けてあるウェブサイトを遮断した場合、当該ウェブサイトの作成者はホスト・プロバイダを相手取って訴えることができることを指す。ただし、ドイツではこういったケースを想定した法整備が進んでいないと指摘する声もある<sup>350</sup>。

多くの場合、削除の手続きは自主規制機関や、公的な審査機関などの手によって行われ、通常これらの問題は、これらの審査機関の権限の範囲内で解決することが多い<sup>351</sup>。現実的にはウェブサイトの作成者がウェブサイトの削除による競争上の不利益を理由にホスト・プロバイダを訴えることは稀であり、ドイツではむしろ、インターネット・サービスの提供者に対して、青少年に有害なコンテンツが掲載され続けることに関して、民事上の責任が問われることが多い。

ドイツではインターネット・サービスの提供者は3つに分類される。それは、コンテンツ提供者(Inhalteanbieter)、ホスト・プロバイダ(Hostprovider)、及びアクセス・プロバイダ(Zuganganbieter)である。

ecoによると<sup>352</sup>、このうちアクセス・プロバイダ(Vodafoneや1&1などのインターネット利用者向けの接続サービスの提供者)は、青少年に有害なコンテンツが閲覧可能な状況

<sup>347</sup> Mike Cosse、2006年、「Die Jugendschutz-Strategie von Microsoft」、発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて。

<sup>348</sup> 戸田、2009年、「ドイツの青少年保護法—酒、たばこ、有害メディアの規制」

<sup>349</sup> Meier氏インタビューより。

<sup>350</sup> Holger Witzel 「Tatort Internet」『Stern』41号、2010年10月7日、P30-38

<sup>351</sup> そのため、インタビューを行った各機関では、そういったケースは想定可能であるが、事例は把握していない、とのことであった。

<sup>352</sup> eco Frank Ackermann氏、Alexandra Koch-Skiba氏へのインタビュー(2010年10月13日)

にあることについていかなる民事上の責任も負わない。

ホスト・プロバイダ（ウェブサイトなどのオンラインコンテンツを提供する個人・事業者にサービスを提供する企業、1&1 は両方を提供している。）も基本的には同様に民事上の責任を負うことはないが、コンテンツ提供者がコンテンツの削除を拒否し、担当当局（主に青少年保護ネット）や自主規制機関がホスト・プロバイダに措置をとるように求めた場合に、ホスト・プロバイダが遮断を拒否すれば、ホスト・プロバイダ自身がなんらかの青少年に有害なコンテンツの掲載に関して民事上の責任を負う可能性もありうる。なお、ここでいう自主規制機関とは、FSM と eco が当てはまる。両機関は共同で、ホットライン（[www.internet-beschwerdestelle.de](http://www.internet-beschwerdestelle.de)）を運営しており、通報を受けた場合には両機関が自主規格に則り、その内容を判断する。その内容が、ふさわしくないと判断されたならば、これらの自主規制機関は、まずはコンテンツ提供者に、次いでホスト・プロバイダに改善を要求する法的権利を有する。eco によれば、ホスト・プロバイダは訴訟などの経済的負担等を避けるために、通常は、こういった申請には迅速に対応することから、児童ポルノ閲覧を放置したとして民事訴訟に持ち込まれるケースはごく稀であるとされる。ただし、ホスト・プロバイダがアクセスを遮断した場合には、コンテンツ提供者から不正に競争を妨げたとして提訴される可能性がある。この場合にも、ホスト・プロバイダは何らかの責任や負担を負う可能性があるが、eco では今まで、そういったケースは把握していない。

また、コンテンツ提供者に関しては、一義的な民事上の責任を負うことが明確になっており、規則に従わずにコンテンツの提供を続けた場合には、処罰の対象となりうる。

先述のとおり、インターネットを通じた児童ポルノの製造・頒布は、質的にも量的にも飛躍的に増大している<sup>353</sup>。刑罰の執行に際しては、執行件数の増加とともに捜査にかかる費用も増大している。また捜査期間の延長に加えて刑罰の決定にも時間がかかるようになっている<sup>354</sup>。しかし、単純に刑法による刑罰を強化するだけでは、児童に対する性的暴力の対抗措置として必ずしも有効とは言えない。というのも、刑法は犯罪が起こってからの Ultima Ratio（最終的手段）について考慮するものであるが、予防的観点からは、刑事訴追機関と警察や児童の保護を担当する公的なまたは私的な機関に必要な資源が十分に与えられる必要があるからである<sup>355</sup>。青少年保護の柱はあくまで「予防と干渉 (Prävention und Intervention)」とされる。

以上の論点から、連邦青少年有害メディア委員会もテレメディア提供者が青少年メディア保護州際協定に違反している場合には、刑法とは独立して法的アクションを起こす権限

---

<sup>353</sup> <http://www.dji.de/cgi-bin/projekte/output.php?projekt=752&Jump1=LINKS&Jump2=20>

<sup>354</sup> 同上。

<sup>355</sup> Peter Köhler, 2006 年、「Herausforderungen an die Strafverfolgung durch die Nutzung neuer Medien im Kontext sexueller Gewalt」、発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin にて

が与えられている。アクションの内容は違反行為の重大さによって異なる<sup>356</sup>。テレメディア上のコンテンツ提供者に関して連邦青少年有害メディア委員会が取りうる対抗措置は以下のとおりである。

- コンテンツ提供者への異議（強制力はない）
- コンテンツ提供者に対する禁止（拘束力がある）
- ホスト・プロバイダまたはアクセス・プロバイダにおける遮断措置の要請
- ホスト・プロバイダまたはアクセス・プロバイダにおける遮断措置
- 秩序違反手続き：罰金
- 検察庁に提出<sup>357</sup>

### 2.3.6 青少年による携帯電話の所持・利用の制限

関係者の間で、未成年者に対する携帯電話を通じた有害メディアの頒布に対する危機感が増えている。ただ、未成年者の携帯電話の所持・利用を制限する法律は無く、具体的な対応は、例えば学校などが独自に生徒による携帯電話の持ち込みを禁止することである<sup>358</sup>。ただ、ドイツでも携帯電話の所持・利用に関する議論は進んでおり、それは携帯電話の所持よりも、その使用のあり方に焦点を置いたものが多い。

連邦青少年有害メディア審査会によれば、これまでに民間団体や企業が様々な青少年保護のためのプログラムを実施しており、それらは概して成功を収めていると言ってよく、現在のところ、未成年者の携帯電話の所持等に関する法制化の議論はない<sup>359</sup>。また、FSMも将来的には携帯電話によるインターネットアクセスがより一般化すると予想しているが、携帯電話によるインターネットアクセスの現状はビジネス用途がメインであり、個人向けサービスの普及には時間がかかると見ている。と言うのも、携帯電話によるインターネットのアクセスは、まだまだ高価なサービスであり、未成年者が親に買ってもらった携帯電話で、インターネットにアクセスすることはまだ問題となっていない。ただし、携帯電話における青少年保護は、携帯電話サービス事業を手がける事業者には、イメージ作りの戦略の一環となりうる可能性もある。また、青少年メディア保護州際協定も、携帯電話事業に青少年保護の観点を取り入れるよう、取組を強化していく意向である<sup>360</sup>。具体的な取り組みとしては、FSM傘下に携帯電話事業者を取り入れ、独自のサブグループを作って管理していくことなどが挙げられる。実際に大手携帯電話事業者はすでにこれに参加しており、自主規制を積極的に行っている。また、MPFSもecoも同様の意見である。

<sup>356</sup> 連邦家族省 「Jugendschutz : Wir halten uns daran」

添付資料「flyer-jugenschutz-wir-halten-uns-daran」

<sup>357</sup> 「青少年メディア保護州際協定」（112 ページ）も参照のこと。

<sup>358</sup> BPjm Meier 氏へのインタビューより。

<sup>359</sup> BPjM Meier 氏とのインタビューより。

<sup>360</sup> FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

2005年夏、debitel、E-Plus、Mobilecom、O2 ドイツ、Phone House Telecom、Talkline、T-Mobile ドイツ、Vodafone は共同で「携帯電話における青少年保護のためのドイツ携帯事業者による行動憲章 (Verhaltenskodex der Mobilfunkanbieter in Deutschland zum Jugendschutz im Mobilfunk)」を作成した。これは未成年者に有害なメディアを、チャット・ルームやダウンロード可能な状態から排除するための行動憲章であり、定期的に技術的な開発が公表されることになっている<sup>361</sup> (青少年メディア保護委員会もこれを歓迎している)。この行動憲章では、青少年の発達を損なうメディアに関して、保護者の手によってアクセスを遮断する手段を提供している。

チャット・ルームに関しては、基本的にはその内容は利用者本人の責任ではあるものの、このように携帯電話事業者は既に、様々な対策を講じている。例えば、O2 ドイツは 24 時間チャット・ルームの監視を行っている。この行動憲章が携帯電話事業者にとって現状唯一の規制であるが<sup>362</sup>、この規制を更に推し進めるべく、いくつかの携帯電話事業者が 2005 年 7 月に FSM に加盟している。

他方、連邦家族省は、2007 年、携帯電話の利用に関するパンフレット「Handy ohne Risiko<sup>363</sup>」を発行した。このパンフレットでは様々な携帯電話の利用に関する注意事項とともに、各携帯電話会社の取組が紹介されている。例えば、大手携帯電話会社「E・Plus」では子どもが使う携帯電話から、有料電話やプレミアム SMS を利用することをできないようにしている。

繰り返しになるが、ドイツでは、未成年者の携帯電話所持に関する法律の検討は行われていない。それは、携帯電話会社が青少年保護に対して、既に積極的に取組を展開しており、こういった取組が評価されている点や<sup>364</sup>、携帯電話からのインターネットの利用には、パソコンによるインターネットの利用以上に費用が掛かるので、保護者の (費用についての) 監視がパソコンでのインターネットの利用と比べて厳しい点が挙げられる<sup>365</sup>。

### 2.3.7 ネットいじめ

ドイツにおいてネットいじめは、比較的新しい問題であり、まだドイツ語での統一した呼称もなく、Cyber-mobbing や Web-Bullying など英語の表現をそのまま使う場合が多い。つまり、その対策は進んでいないのが現状と言える。そもそも青少年保護法でも、ネット

---

<sup>361</sup> Valentina Daiber、2006 年、「Jugendschutz im Mobilfunk aus Sicht der Mobilfunkbranche: Der Verhaltenskodex」 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin にて。

<sup>362</sup> 同上。

<sup>363</sup> 連邦家族省、2007 年、「Handy ohne Risiko? Mit Sicherheit mobil- ein Ratgeber für Eltern」

<sup>364</sup> MPJM Meier 氏とのインタビューより。

<sup>365</sup> MPFS Rathgeb 氏、FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

いじめについては未だ進んだ議論がなされておらず、既存の法制がどのように当てはまるのか、いくつかの専門ウェブサイトで議論されているに留まる。ここではそういったサイトの意見を紹介する。

まず、大方の意見として、ネットいじめに関しては既存の法律では刑法典しか係る法律がなく、青少年保護法の観点からの責任を追求することは難しいとされている<sup>366</sup>。それらネットいじめに適用されると考えられる刑法典の条項は以下のとおりである<sup>367</sup>：

- ストーカーリング (刑法 238 条、§ 238 StGB, Stalking)  
執拗な探索、コンタクト、または個人の脅迫。
- 肖像権の侵害 (美術著作権法 22 条、§ 22 KUG)  
他人の写真や画像を、許可なく公開したり、加工すること。
- 名誉毀損 (刑法 185 条、§ 185 StGB)  
他者の尊厳を傷つける行為。これは言葉による表現に限ったものではなく、付帯状況などから総合的に判断される。罰金刑、1 年以内の自由刑、または侮辱の内容によっては 2 年の自由刑となる。
- 中傷 (刑法 186 条、§ 186 StGB)  
侮辱の一つであり、他者の尊厳を傷つける行い、または主張。名誉毀損との違いは内容が犯人による詐称であること。罰金刑か 1 年以内の自由刑が課される。
- 譏謗的な声明 (刑法 187 条、§ 187 StGB)  
嘘による他者の尊厳を傷つける行為。中傷との違いは、それらの誹謗中傷の流布が行われることである。例えば、生徒が教師からセクハラを受けたという根も葉も無い噂の流布などが当てはまる。罰金刑か 2 年以内の自由刑となる。
- 強要 (刑法 240 条、§ 240 StGB)  
暴力、または暴力の示唆によって他人にある行為を強制的に行わせる行為。性的脅迫 (刑法 177 条) は、暴力行為または暴力による脅迫が性的暴力によって行われた場合を指す。罰金刑または 3 年以内の自由刑となるが、深刻な場合には 5 年以内の自由刑となる。また脅迫の未遂も刑罰の対象となる。
- 脅迫 (刑法 241 条、§ 241 StGB)  
ある人物、またはそれに近い人物に対して行う脅迫行為。1 年以内の自由刑となる。
- 恐喝 (刑法 253 条、§ 253 StGB)  
暴力または脅迫によって恐喝する行為。罰金刑か 5 年以内の自由刑となる。
- 言葉による信用の失墜 (刑法 201 条、§ 201 StGB)  
例えば許可無く録音した会話を無許可で公開するなどして、ある人物の権利を侵害する行為。非公式の場での発言はすべて対象となる。例えば授業での発言なども、

<sup>366</sup> 例えば <http://www.lehrer-online.de/fall-des-monats-01-10.php>

<sup>367</sup> <http://www.lehrer-online.de/fall-des-monats-01-10.php>

これに含まれる。また未遂も処罰の対象となる。罰金刑か3年以内の自由刑となる。

- 撮影などによる高度に個人的な生活空間の侵害（刑法 201a 条、§ 201a StGB）  
高度に個人的な空間を許可無く、または秘密裏に撮影する行為。ただし教室内の録画はこれには含まれない。例えば、教師を生徒が録画してもこれには当たらない。映像の利用・公開も含まれる。罰金刑か1年以内の自由刑となる。
- 手紙などの秘密の侵害（刑法 202 条、§ 202 StGB）  
手紙などの文字による知識や情報を、許可なく手に入れる行為。罰金刑か1年以内の自由刑となる。
- 暴力行為の提示（刑法 131 条、§ 131 StGB）  
暴力行為を英雄視し、または無害であるかのように提示する行為。携帯電話による言葉の暴力も対象になる。公開または公共の場での再生、または、特に18歳以下の未成年者に閲覧可能な状態にすることも対象となる。罰金刑か1年以内の自由刑となる。

### スナッフフィルム<sup>368</sup>

スナッフフィルムとは娯楽用として製造頒布された殺人の場面を収めた映像ファイルであるが、過度に暴力的な描写も含まれる。スナッフフィルムも、携帯電話によってここ数年で表面化した問題である。これらのメディアの多くは海外（アメリカやオランダなど）から発信されている。

スナッフフィルムの頒布は、刑法 131 条（暴力の提示）に抵触する行為であり、バーデン・ヴュルテンベルグ州では、実際にこの件に関する裁判があった<sup>369</sup>。MPFS の「JIM Studie 2006」<sup>370</sup>では、男子未成年者の 88%、女子の未成年者の 84%（ともに 12~19 歳）がスナッフフィルムの存在を知っており、うち 7%が実際に受け取ったことがあると答えている。

### ハッピー・スラッピング

ハッピー・スラッピングも「JIM Studie 2006」では、携帯電話所有者の 17%がこういったビデオを受け取ったことがあると答えている<sup>371</sup>。

携帯電話を所有する未成年者の 3 分の 1 は、こういった映像などがインターネット上に頒布されていることを知っている。またこういった暴力行為の映像に接したことがあると答えたのは、女子で 28%、男子で 34%である。特に 14~17 歳の青少年がこういった被害の映像に遭遇することが多く、ハウプトシュレーでは、こういった場面に遭遇したことがある生徒が 47%と、ギムナジウムの生徒の 23%よりも二倍近く多い。

<sup>368</sup> Harald Schaber、2006 年、「Herausforderungen an die Polizei」 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて。

<sup>369</sup> その詳細は不明。

<sup>370</sup> MPFS、2006 年、「JIM Studie 2006」

<sup>371</sup> 同上。

連邦青少年有害メディア審査会は、ネットいじめ対策に重要なことは、いじめを受けた未成年者がそれを言い出せる環境を作ることであり、以下が必要だと述べている<sup>372</sup>。

- 未成年者が信頼出来る大人
- 未成年者の通報先となる助言機関（例えば [www.kinderundjugendtelefon.de](http://www.kinderundjugendtelefon.de)）
- サービスの提供者（例えば [schuelerVZ](http://schuelerVZ)）
- 教師やネットいじめに対抗する責任者

さらに、ウェブページ<sup>373</sup>では実際の対策についても、例えば、保護者は学校と連絡をとること、証拠を収集すること、プロバイダによって提供される対抗措置を実行すること、などの助言が紹介されている。

ただし、ネットいじめの原因となるコンテンツについては、違法か合法かの判断が非常に難しい。FSMは未成年者はどのような内容が許可され、どのような内容のコンテンツが許可されないのかについての判断ができていないと考えており、また未成年者はネットいじめに対してどう反応すべきかについても十分な教育が受けられていないと考えている。刑法において、いじめが処罰の対象となることを明確にする必要がある<sup>374</sup>。

他方、MPFSは刑法でもいじめの張本人が特定できれば、現在の法制で十分に罪に問うことができ、特別な法律は必要ないと述べている<sup>375</sup>。

### 2.3.8 児童買春等の青少年を性的行為に誘引する行為に対する取組

青少年保護法に違反した者には、1年以下の自由刑または罰金刑が課せられる（青少年保護法 27 条）。罰金の最高額は 50,000 ユーロとなっている。

刑法典も青少年保護を目的として改正されている。例えば、2003 年 12 月 27 日に刑法典が改正され、児童ポルノの定義が拡大されることとなった<sup>376</sup>。刑法 131 条はそれまで「人」に対する暴力のみが言及されていたが、「人に類するもの」に定義が拡大され、アニメや CG も含まれることになった。また刑法 184 条も整理され、一般ポルノが 184 条、暴力ポルノ、動物との性行為が 184a 条、児童ポルノを 184b 条として個別に定めることとなった。なお児童ポルノについては、現実の出来事または現実に近い出来事を表現するものの単純所持も禁止されている（184b 条 4 項 2 文）。さらには、刑罰の内容も強化され、児童に対する性

<sup>372</sup>

<http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/Jugendmedienschutz-Medienerziehung/internet-handy,did=113870.html>

<sup>373</sup> 同上。

<sup>374</sup> FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

<sup>375</sup> MPFS Rathgeb 氏とのインタビューより。

<sup>376</sup> BGBl. I Nr. 67 S. 3007

的暴力や保護義務のある者に対する性的暴力に関しては、罰金刑が廃止され全て自由刑となった（刑法 176 条、176a 条、179 条 5 項、174 条、174a 条、174b 条、174c 条）。

また、2005 年 2 月 11 日の刑法典の第 37 回改正によって、人身売買に関する刑罰規定が変更された。これにより性的搾取を目的とした人身売買（刑法 232 条）と、労働搾取を目的とした人身売買（刑法 233 条）が加えられた。また人身売買の斡旋（刑法 233a 条）も刑罰の対象となった<sup>377</sup>。

他方、2008 年には、EU 児童の性的搾取と児童ポルノに対抗する枠組み決定に合わせる形で、刑法典も改正され、少年ポルノが新たに制作・所持禁止の対象となった（刑法 184c 条）。ドイツではこれまで 184b 条に規定する児童ポルノの対象が 14 歳未満であったが、欧州基準に合わせて未成年者（18 歳未満）に拡大されることになり、その解決のために 14 歳以上 18 歳未満の青少年が描かれるポルノグラフィを「少年ポルノ」と名づけて付け加えたものである。ドイツでは、14 歳未満の児童に対しての性的行為の意図、及びその実行は刑法 176 及び 176a 条に抵触する。また刑法 182 条 1 項は、18 歳以上の成人による 18 歳未満の青少年に対しての同様の行為が刑罰の対象となる。2008 年 10 月 30 日よりドイツでは、16～17 歳を対象とした買春は、例え青少年の自由意思によるものであっても刑罰の対象となった。

なお、先述のとおり、von der Leyen 連邦家族相（当時）は、児童ポルノに対して明確な措置をとるために、ブロッキングを実施することを明らかにしていた<sup>378</sup>。2009 年 4 月 17 日、Ursula von der Leyen 連邦家族相はプロバイダの代表者と共同声明にサインし<sup>379</sup>、連邦家族省とインターネット・プロバイダが共に児童ポルノ撲滅のために協力し、児童ポルノを含んだサイトのブロッキングを実施する協定に同意した。この協定には五つのドイツ大手プロバイダドイツテレコム、Vodafone ドイツ、Arcor、Alice、Kabel ドイツ、02<sup>380</sup>と連邦刑事局が署名した。von der Leyen 連邦家族相は、これを Wolfgang Schäuble 連邦内務相、zu Guttenberg 連邦経済相（いずれも当時）と協力して成し遂げたと言われている。この協定の中身は、協定署名後遅くとも 6 ヶ月後には児童ポルノを含む URL へのアクセスが遮断され、遮断された URL にアクセスを試みると停止標識が表示されることになっていた。遮断される URL のリストは関係者間で共有され、連邦刑事局が管理の責任をもつ。また、プロバイダはブロッキングに関してのみ責任を有し、提供される内容には関与しない、というものであった。

連邦内閣は同時にインターネット上の児童ポルノ対抗措置に関して基本案（通称児童ポルノアクセス防止法）をまとめた。これにより、すべてのサービス・プロバイダは、児童ポルノを提供するサービス全てに対してブロッキングを行う義務を負うことになっていた。

<sup>377</sup> BGBl. I S. 239

<sup>378</sup> <http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/Service/Archiv/16-legislatur,did=121222.html>

<sup>379</sup> <http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/Service/Archiv/16-legislatur,did=121760.html>

<sup>380</sup> この 5 つの会社でドイツのインターネット接続の 75% をカバーしている。



また遮断対象となる URL のリストは連邦刑事局が管理し、欧州基準との一致を図ることとなった。

同基本案では、ドイツ国内のプロバイダは（欧州基準に合わせて）、1) 自己の提供するウェブサイトに違法な内容が含まれているかどうかを検査する義務は負わなくなる、また、2) 法的基準を満たす限り損害賠償請求の対象とはならない、3) 予防的な理由から利用者は、なぜ目的の URL へのアクセスを拒否されたのかを知る権利がある（遮断された URL にアクセスした際には、交通標識の停止標識が表示され、同時になぜこの URL が遮断されているのかの説明が与えられる）などの他に、有害サイトの通報機関を政府が設置すること、などが取り決められた。2009 年 10 月から共同声明参加企業による自主的なブロッキングが開始される予定であったが<sup>381</sup>、この共同声明の実施を目前にして、児童ポルノアクセス防止法によるブロッキングの導入（遮断リストの導入）が見送られたことにより、こちらも実施が延期された。

これは国民の反対が多かったことに加え、ブロッキングという手法そのものの実効性に疑問が残るものだったからである。連邦政府内には有害サイトの遮断ではなく削除を求める声も多く、CDU/CSU と FDP の新連立内閣も、削除を推進する方向で同意した<sup>382</sup>。これは、ある URL へのアクセスを遮断しても、そのアドレス以外でもオンライン上に同様のコンテンツを掲載することが可能であり、コンテンツそのものを削除の方が効果的である、遮断リストの導入はオーバードロッキングの原因となりうる、などの理由による<sup>383</sup>。

### 2.3.9 児童ポルノ

児童ポルノに限らず、児童を対象とした盗撮なども憂慮される問題である。12～19 歳の 92%が撮影機能のついた携帯電話を所有する現状では、児童ポルノや児童を対象とした盗撮、及びこれらの頒布を個人の方で回避することは非常に難しい。繰り返しになるが、こういった行為は刑法 201a 条（撮影などによる高度に個人的な生活空間の侵害）に規定されている<sup>384</sup>。

ちなみに、フランクフルトで活動するある弁護士によれば、彼の同僚とともに年間平均で 120～150 件の児童ポルノに関わる案件を担当しているが、そのうちの 80%が児童ポルノデータの所持に関わるものであったと述べている<sup>385</sup>。

---

<sup>381</sup> Focus、「Surf-Sperre für Kinderporno-Seiten verzögert sich」オンライン記事 2009 年 4 月 26 日 [http://www.focus.de/digital/computer/kriminalitaet-surf-sperre-fuer-kinderporno-seiten-verzoegert-sich\\_aid\\_393503.html](http://www.focus.de/digital/computer/kriminalitaet-surf-sperre-fuer-kinderporno-seiten-verzoegert-sich_aid_393503.html) (2010 年 10 月 20 日)

<sup>382</sup> 詳細は「インターネット検閲法」(p. 4) に記載。

<sup>383</sup> FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

<sup>384</sup> Harald Schaber、2006 年

<sup>385</sup> Peter Köhler、2006 年、「Herausforderungen an die Strafverfolgung durch die Nutzung neuer Medien im Kontext sexueller Gewalt」発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin

### 2.3.10 その他

児童ポルノに対して素早い対応をとるための第一歩として、前述のとおり、von der Leyen 連邦家族相（当時）は自主規制という形での遮断の取り決めの必要性を強調していた。これを受けて2009年、1&1、ドイツテレコムなどのインターネット・サービス・プロバイダと連邦警察庁との間で自主協定の作成に向けた協定が結ばれた<sup>386</sup>。しかし、その後、議論は錯綜し、結果的に von der Leyen 氏の提案は実施には至っていない。このように青少年有害メディアの規制動向が不明確である現状は、多くのプロバイダにとってリスクとなりうる。あるプロバイダが自主的にまたは強制によって検閲を実施した場合、顧客がそれをよしとせずプロバイダとの契約を解消して検閲を実施していない他のプロバイダに乗り換えることは充分にありうるからである。プロバイダが恐れているのは、検閲の実施のやり方次第（例えば一定規模以上のプロバイダのみが検閲の実施を義務付けられるなど）では特定のプロバイダのみが顧客を失い、経済の不利益を被る可能性である。そのため、業界団体の eco では、「(全業者に一斉に適用される) 法による規制なくしてはウェブサイトの遮断はありえない」としている。

ブロッキングは現在実施されていないが、プロバイダ業界は依然として検閲の先例を作ること恐れている。1&1 のスポークスマン (Michael Frenzel 氏) は、「児童ポルノを禁止するにあたっての我々の関心ごとは、インターネット検閲のパンドラの箱を開けてしまうことになるかどうかである。」「児童ポルノに限らず、すべてが検閲の結果遮断されてしまうことになりはしないかと恐れている。」と述べている。

## 2.4 青少年のインターネット利用環境に関する民間機関の取組

### 2.4.1 青少年のリテラシー能力向上のための活動

チャットサービスを提供する事業者は、チャットサービスの安全性の確保について多大な努力義務を負っており、特に、プロバイダはフィルタリング・サービスの提供などの技術的プラットフォームを確保すること、また、警察と緊密に協力することが重要である。しかし、青少年が自らオンラインサービス上で遭遇する性犯罪などの危険性を自覚し、犯罪行為から逃れることができるようになるためには、児童・青少年・成年のインターネット利用者がインターネットに関する知識を十分に持ち、自らを保護することも重要である。以下では、青少年のリテラシー能力向上のための民間の取組を取り上げる。

---

にて

<sup>386</sup> <http://www.spiegel.de/spiegel/print/d-64628332.html>